

リリクルリーダー Guide

【和歌山市ごみ減量推進員の手引き】

つれもてしよらごみ減量！！
～ 住みたい魅力あふれる和歌山市 ～



令和8年9月
和歌山市 廃棄物対策課

は じ め に



和歌山市ごみ減量推進キャラクター
「**リリクル®**」です。

日々の生活の中で毎日排出されるごみ。

リデュース・**リ**ユース・**リ**サイ**ク**ルの

3Rを身近に感じてもらい、ごみ減量や分別に対する意識向上につながるようという願いから生まれました。

ごみの排出をできるだけ少なくし、資源の適正な循環利用を進めるには、市民・事業者・行政それぞれが自らの役割と責任をしっかりと認識し、みんなで「つれもて」取り組むことが必要です。

「住みたい魅力あふれる和歌山市」をつくっていくために、今、自分自身にできることを一緒にはじめてみましょう。

リリクルは「和歌山市ごみ減量推進キャラクター」です。

ふわりふわりと飛びながら、いつまでも和歌山市がきれいな町であるようにと願っている妖精です。

●名 前：3Rから「リ」「リ」「クル」の文字を取っています。

●容 姿：頭に和歌山市の花「つつじ」をのせて、「R」のボールを持っています。

ごみを減らす3つの取組

スリーアール

○^{リデュース}Reduce (ごみ減量…ごみを減らす)

○^{リユース}Reuse (再使用……もう一度使う)

○^{リサイクル}Recycle (資源化……分けて資源にする)

3R

目 次

1	和歌山市ごみ減量推進員について	
	(1) 和歌山市ごみ減量推進員制度の目的	1
	(2) 概要	2
	(3) 手続き	5
2	ごみ減量推進員の活動内容	
	(1) ごみ集積場所でのごみ出しの状況確認や指導	6
	(2) 地区内におけるごみ問題の相談	7
	(3) 地域住民への啓発活動	8
	(4) ごみ減量施策への協力	9
3	ごみの分け方・出し方	
	(1) ごみの分け方	10
	(2) ごみの出し方	11
	粗大ごみの出し方は / 小型家電の出し方は 電池類の排出場所を拡充しました / リユースのススメ	
	(3) よくある質問Q & A	16
	(4) リリクルネット	20
4	ごみに関する計画と排出の現状、減量の取組	
	(1) 和歌山市の計画	21
	(2) 和歌山市のごみ排出の現状	23
	(3) ごみ減量・再使用・資源化(=3R)の取組	26
5	ごみ減量推進員設置要綱	30
6	お問い合わせ先	32

※この手引きはリリクルネットからもお覧いただけます。

リリクルネット 》推進員について





1

和歌山市ごみ減量推進員について

(1) 和歌山市ごみ減量推進員制度の目的

ごみ減量や分別の促進、生活環境の向上は、家庭や地域での取組なしに実現はありません。

和歌山市ごみ減量推進員制度は、各地区でごみ減量や分別に意欲的な方に『和歌山市ごみ減量推進員』となっただき、ごみ出しの状況確認や指導、啓発など市民と行政（和歌山市）とのパイプ役としてお手伝いいただくため、平成 25 年 11 月 19 日に発足しました。



【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の8】

市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。



和歌山市
ごみ減量推進員
のことです。

(2) 概要

令和 3 年 3 月策定の「第 2 次和歌山市一般廃棄物処理基本計画」には、ごみ減量について次の目標を掲げています。

前計画における目標であった 1 人 1 日当たりのごみ排出量(資源を除く) 775g(平成 22 年度比約 30%減)をいち早く達成し、その後令和 8 年度までに 729g まで減量すること。

和歌山市ごみ減量推進員制度は、この目標を達成するための施策の 1 つです。(ごみ量の実績については P23 参照)

○位置づけ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 5 条の 8 で規定する「廃棄物減量等推進員」として『和歌山市ごみ減量推進員』を委嘱しています。

○推薦及び委嘱

各地区連合自治会長から『和歌山市ごみ減量推進員』として各地区にリーダー(代表)を 1 人、サブリーダー(副代表)を 3 人まで推薦していただき(「推薦書(様式 1)」)、市長が委嘱します。

○任期

- ・推進員の任期は 2 年です(再任も可能です)。

※現在活動いただいている推進員の任期は、令和 9 年 3 月 31 日までです。

○愛称

リリクルリーダー
・ごみに関するエキスパート・地域のリーダーとして、市民と行政とのパイプ役となります。各地区に1人です。
リリクルサブリーダー
・ごみに関するエキスパートとして、リーダーを補佐します。各地区に1～3人です。

○市のサポート内容

活動グッズの支給
・和歌山市ごみ減量推進員証、ベスト、腕章、啓発グッズなどを支給します。
研修などの実施
・スキルアップのための講演会・セミナー・説明会などの開催を予定しています。
報償金のお支払い
・年度末にご提出いただく「活動報告書※ ₁ 」で活動内容を確認した後、報償金※ ₂ をお支払いします。 ※1 活動報告書 ・4月から翌年3月までの1年間の活動内容を記載し、3月末までに提出してください。 ・2月頃に詳しいご案内を郵送します。 ※2 報償金 ・1人4,000円を予定しています。 ・登録していただいた指定の口座に振り込みます。
傷害保険への加入
・ごみ集積場所でのごみ出しの状況確認や指導など、活動中のけがや事故に備え、傷害保険に加入します。 ※保険料は市が負担します。

「和歌山市ごみ減量協力員」の募集

- ・ 愛 称…リリクルメイト
推進員のサポーターとして、推進員と一緒に活動します。人数制限はありません。
- ・ 登録方法…リリクルリーダーが「登録書」で報告してください。
必要に応じ、随時提出可能です。
- ・ そ の 他…腕章、啓発グッズなどを支給します。
傷害保険に加入します。
※ 保険料は市が負担します。
※ 協力員証、ベスト、報償金の支給はありません。

その他

- ・ 推進員制度の市民への周知を行います。
- ・ 推進員と連携し、マナー違反者等に対する情報の共有や啓発を行います。
- ・ 活動マニュアル（本書）の配付・説明を行います。
- ・ ごみ減量に関する資料を提供します。
- ・ 活動用ごみ袋を提供します。
- ・ ごみ集積場所用啓発シートを提供します。
- ・ 啓発チラシ等の印刷を行います。



啓発シートの例

(3) 手 続 き

和歌山市ごみ減量推進員 推薦書(様式1)

- ・『和歌山市ごみ減量推進員』を地区から推薦していただく際に使用する書式です。
- ・連合自治会長名で推薦してください。
- ・リーダー(代表)は1人、サブリーダー(副代表)は1～3人まで推薦可能で様式(両面)に4人まで記入できます。

和歌山市ごみ減量協力員 登録書(様式2)

- ・『和歌山市ごみ減量協力員』を地区から報告していただく際に使用する書式です。
- ・リリクルリーダー名で報告してください。
- ・1枚で10人まで登録できます。
- ・人数制限はありません。提出は随時可能です。

和歌山市ごみ減量推進員 活動報告書(様式3)

- ・1年間の活動内容報告に使用する書式です。
- ・リーダー(代表)・サブリーダー(副代表)1人1枚ずつ提出してください。
- ・4月から翌年3月までの1年間の活動内容を記載し、3月末までに提出してください。

※活動報告書(様式3)は毎年2月に郵送でお届けします。

本ガイドブックへの書式掲載は省略しています。

各様式は、次の方法で入手できます。

① リリクルネットからダウンロード

<https://rerecle.net/promoters.html>

② 地区の支所・連絡所で入手

③ 廃棄物対策課に連絡

(メールまたはFAXでお送りします)



リリクルネット



2

ごみ減量推進員の活動内容

(1) ごみ集積場所でのごみ出しの状況確認や指導

ごみ集積場所の清潔保持をはじめ、地域の公衆衛生の向上は、家庭や地域での取組なしに実現はありません。推進員は地域の実情に応じ、地域にあった方法で、地域住民と協力しながら活動しましょう。

【具体例】

- ・ごみが正しく分別できているか。
- ・ごみの出し方（指定のごみ袋、出す曜日・時間など）が守られているか。
 - ➡ 収集は『朝8時』から開始します。その日は一度しか収集しません。
- ・不法投棄などされていないか。
- ・資源（アルミ缶、新聞紙等）の持ち去り者への注意など
 - ➡ 持ち去り者への対応は原則、市が行います。持ち去り者を見かけた場合は、無理のない範囲で注意し、車両やナンバーなどの情報、資源の種別などを廃棄物対策課まで連絡してください。

【留意事項】

- ・推進員であることが分かるように「推進員証・ベスト・腕章」を携帯、着用しましょう。
- ・地域住民との理解を深めながら、トラブルにならないよう丁寧な対応を心がけましょう。
 - ➡ 地域住民への対応が難しい場合などがあれば、廃棄物対策課に相談してください。



腕章の着用例

(2) 地区内におけるごみ問題の相談

ごみは生活をする上で必ず発生しますが、時代によって、また地域によってさまざまなごみの問題があります。

【具体例】

- ・ごみの分け方や出し方の確認、説明
- ・ごみの減らし方の相談など
- ・不法投棄の情報提供など
- ・ごみ集積場所の改善に関する相談
 - ➡ カラスよけの防護ネットの自治会設置など

カラス対策のポイント

カラスは主に生ごみ（食料）を狙い、ネットを持ち上げてでもごみ袋を引き出して破ります。効果的な対策は

- ① まず生ごみを減らす
- ② 生ごみが外から見えにくいようにして出す
→ 生ごみだけを小さい袋にまとめたり不要な紙で包むなどして、指定袋の中ほどに入れる。
- ③ ネットの網目は細かいものを使用する
ネットのふちに重りを付け、持ち上げにくくする。



★カラスは頭が良く、一度荒らされるとまた狙われます。協力して取り組みましょう。

【参考】

ごみに関する情報は、次の方法でも確認できます。

分別収集カレンダー（裏面）
リリクルネット
リリクル通信
リリクルの家庭ごみ総合情報誌
和歌山市ホームページ



詳しくは、廃棄物対策課にお問い合わせください。

(3) 地域住民への啓発活動

廃棄物対策課が地域に出前講座※に伺うと「この情報は知らなかった」「改めてよく分かった」というご感想を多くいただきます。

地域住民が集まる会議や催しの機会を活用し、啓発活動に取り組んでくださるようお願いいたします。

【具体例】

- ・ 地区でごみ減量や分別をテーマにした回覧板をまわす。
- ・ 自治会の会議でごみ減量や分別をテーマに話し合う。
- ・ 地区での行事の際に、ごみ減量や分別を呼びかける。
- ・ 自治会の会合などで市の出前講座※を活用する。 など

※ 職員出前講座

廃棄物対策課では、職員が地域に出向き、出前講座を実施しています。

- ➡ 希望される場合は、広報広聴課への申込みが必要です。
詳しくは、廃棄物対策課へお問い合わせください。
- ➡ 日時や内容などをご相談の上承ります。

令和8年度の職員出前講座

対象：幼児以上 (幼児保護者同伴)	楽しい紙芝居でわかる！ ごみの出し方・減らし方
対象：小学生以上	つれもてしよらごみ減量！！ ～住みたい魅力あふれる和歌山市～
対象：一般	食品ロス削減でごみ減量！

いずれも Zoom によるオンライン対応が可能です。
内容のアレンジなど、お気軽にご相談ください。

（４）ごみ減量施策への協力

市が取り組んでいるごみ減量施策へのご協力や地域住民への周知をお願いします。

【具体例】

- ・新たに資源として収集を開始した品目の分別の啓発
- ・生ごみの減量や水きりの啓発など
- ・ごみにしないでリユースする方法（詳しくは P15）

★分別収集カレンダーは毎年３月号の市報わかやまと同時に自治会内に配布していただいています。

また、リリクルネットへの掲載のほか、支所・連絡所、サービスセンター、市役所廃棄物対策課でお渡します。

★和歌山市公式 LINEでは、ごみ収集のアラーム設定ができます。次の手順で登録してください。

- ・「和歌山市」を友だち登録（右のコード）
- ・基本メニュー右下「受信設定」をタップ
- ・「ごみ収集アラーム設定」の「回答する」をタップ
- ・「お住まいの地域の収集コース」「通知対象」「通知時間帯（前日 19 時 または 当日 7 時）」で希望を選択し、最後に確認をタップ



このような通知が届きます。



LINE をご利用の方にはとても便利な機能ですので、ぜひ周知の上、ご利用登録をお願いします。



3

ごみの分け方・出し方

(1) ごみの分け方 (太枠内は「収集資源」です)

区分 (収集頻度)	ごみの内容
一般ごみ (週 2 回)	・ 台所ごみ ・ 再生することができない紙くず (ティッシュ、感熱紙等) ・ プラスチック類全般 (プラスチック製容器包装含む) ※ ペットボトルと白色トレイを除く ・ 木製品類・革製品類・ゴム製品類・汚れている衣類
かん (月 2 回)	・ かん類… 飲料用かん、スプレーかん、缶詰かん、油かん等 ・ 金属類… なべ、やかん、フライパン、魚焼きの網等
びん (月 2 回)	・ びん類… 飲料用びん、調味料びん、化粧びん等
布 (月 2 回)	・ 着古しの服等… シャツ、スーツ、ダウンジャケット等 ➡ 下着や汚れのひどいものは一般ごみへ
紙 (月 2 ~ 3 回)	・ 古紙類… 新聞・チラシ、雑誌・本・雑がみ、ダンボール、紙パック ➡ 強い匂いがついたものは一般ごみへ
ペットボトル (月 2 ~ 3 回)	・ 飲料、調味料、酒類等のペットボトル 
小型家電等 (年 2 回)	・ 家庭で使用されている家電製品 (コンセント又は電池で動くもの、充電式のもの) ➡ 付属品 (ACアダプター、リモコン、コード類) も対象 ➡ <u>1人で持ち運びができる大きさのものに</u>限ります。 ➡ リサイクル家電 4 品目等、対象外の品目があります。 ※ <u>小型充電式電池類も対象</u>です。詳しくは P14 へ
蛍光管等 (年 2 回)	・ 蛍光管、乾電池、ボタン電池 ➡ 割れた蛍光管は一般ごみへ
白色トレイ	・ 発泡スチロール製食品用トレイ
粗大ごみ (随時)	・ 家具類、寝具類、楽器・遊具類で 1 辺の<u>長さが 30cm を超えるもの</u>… 毛布、カーペット、カーテン、傘等

(2) ごみの出し方

収集日当日の朝、8時までに所定の集積場所へ
出してください。



指定の袋	- 和歌山市指定ごみ袋（家庭系） - スーパー等のレジ袋 （透明か半透明で 10～15 リットルの容量表示があるもの）
布	<u>和歌山市指定のごみ袋に入れてください。</u> （袋に入れず、十字に紐掛けして出されているものが見受けられます。<u>雨や泥で汚れるとリユースできません。</u>）
紙	種類ごとに十字に紐掛けしてください。 新聞・チラシ 雑誌・本・雑がみ ダンボール 紙パック
ペット ボトル	- キャップとラベルをはがして中をすすいだ後、 <u>できるだけつぶしてから</u>指定袋で出してください。 - スーパーやコンビニ店頭の「回収ボックス」もご利用ください。 
小型家電等 蛍光灯 電池類	- 携帯電話やパソコン等は、個人情報 を消去してください。 - 年に2回の地区回収で指定の日時・場所に出してください。 - 青岸ストックヤード、収集センターへ自己搬入することもできます。収集センターへの搬入時は、事前連絡が必要です。 ➡ P32「7 お問い合わせ先①③」参照 - 電池類の排出方法の詳細は P14 参照
白色 トレイ	よく洗った後、スーパー等の回収協力店にある「回収ボックス」を利用してください。
粗大ごみ	青岸ストックヤードへ自己搬入するか、粗大ごみ受付センターへ収集を申し込んでください。 ➡ 自己搬入は P32「6 お問い合わせ先③」参照 収集申し込みは P12 参照

※詳しくは、「リリクルネット」、「資源収集カレンダー（裏面）」
「リリクルの家庭ごみ総合情報誌」をご参照ください。

粗大ごみの出し方は

和歌山市の家庭で発生した粗大ごみに限ります。

(1) 青岸ストックヤードに自己搬入する

月曜日～土曜日（祝日含む）の 9 時～15 時 30 分

湊 1342-8 電話：073-435-5560

受付で、和歌山市にお住まいであることを確認します。

免許証等をご提示ください。

(2) 粗大ごみ受付センターに収集を申し込む（電話／インターネット）

申し込みできる品目数は 2 点～15 点です。

インターネットでは 24 時間いつでもお申し込み可能です。

ただし、令和 3 年 4 月以降に今のご住所で初めて申し込む際は必ず電話でお願いします。

■ 電話受付：

0570-666-202

月曜日から金曜日（祝日除く）

8:30～16:00

■ インターネット受付：

- ・ 24 時間受付
- ・ ※リサイクル家電は申し込みません。
電話申込限定です。

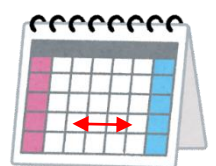


受付センターに電話してもなかなかつながらないなあ…

「粗大ごみ受付センター」は複数の回線、職員で受付していますが、お申込者の住所や排出場所、品目、大きさなど詳細をお尋ねするため、お 1 人当たりの受付時間が長くなります。回線が混みあう場合は、お手数ですが繰り返し電話をおかけ直してください。

特に、3 月～4 月の引越しシーズンや GW、盆休み、年末年始などの大型連休明けはいっそう混み合います。

申込日の翌週以降に収集に伺いますので、日数に余裕を持ってお申し込みください。期日が決まっていたり、大量に出す場合など、市の収集では間に合わない場合は、収集運搬業許可業者への依頼もご検討ください。



小型家電の出し方は

■ 小型家電とは、電気や電池、充電式などで動く家電で、ひとりで持ち運びできる大きさ・重さのものをさします。

例)



■ 電化製品本体のほか、コード類、リモコン、バッテリーも対象です。

■ 小型充電式電池や乾電池、蛍光管などもいっしょに出せます。

(1) 青岸ストックヤードに自己搬入する

P12(1) 粗大ごみのストックヤードへの自己搬入と同じです。

(2) 収集センター北事務所または西事務所に自己搬入する

事前に電話連絡の上、お持ちください。

場所や時間帯、連絡先は P32①でご確認ください。

(3) 小型家電地区回収の機会に出す

年に 2 回、指定された日時・場所で市の職員が待機していますので、指定の回収時間内に職員に直接お渡しください。

各地区の収集月(予定)は右のとおりです。

日時と場所は、収集月の前月、市報等の配布の時期に自治会回覧します。

回覧を見逃した場合は支所・連絡所、北事務所、廃棄物対策課にお尋ねください。

小型家電等の収集月(予定)

※詳細は、地域の回覧板等をご確認ください。
収集月に変更する場合があります。

4月	広瀬、今福、高松、芦原、
10月	貴志、有功、雑賀崎、田野
5月	本町、城北、三田、木本、
11月	紀伊、名草
6月	大新、新南、宮、湊、西和佐、
12月	岡崎、西山東、東山東、加太
7月	中之島、野崎、和佐、川永、
1月	雑賀、小倉、山口
8月	砂山、四箇郷、松江、楠見、
2月	安原
9月	雄湊、吹上、宮北、宮前、
3月	西脇、直川、和歌浦

注意) 指定の時間以外の時間に持ってきて置いていくことは絶対にしないでください。 不法投棄になります。

★電池類は回収拠点を拡充しましたのでご活用ください

詳しくは P14 を参照

電池類の排出場所を拡充しました。

小型充電式電池による発火事故が増えています。これらを安全に回収するとともに、乾電池やボタン型・コイン型の電池もリサイクルするために、一般ごみや収集資源などに混入せず、分別の徹底をお願いします。

電池の区分	主なもの	排出場所			
		①収集センター	②小型家電地区回収	③市指定回収拠点	④店頭回収
小型充電式電池	モバイルバッテリー 電子機器の充電電池	○	○	○	※
乾電池	アルカリ電池 マンガン電池	○	○	○	×
ボタン電池	アルカリボタン電池 酸化銀電池 空気亜鉛電池	○	○	○	○
コイン型電池	リチウム一次電池	○	○	○	×
小型充電式電池使用製品	小型家電・電子機器・ 玩具等で充電電池を 取りはずせないもの	○	○	×	×

※リサイクルマークがあり膨張、破損していないものに限り排出可能です

■車やバイクのバッテリー、鉛電池などは対象外です。

各排出場所

- ① 収集センター 北事務所、西事務所及び青岸ストックヤード（P32 参照）
- ② 小型家電地区回収 年に2回地域に回収に伺います（P13 参照）
- ③ 市指定回収拠点 支所・連絡所、コミュニティセンター及び廃棄物対策課
 - ・支所・連絡所：月曜日～金曜日（祝日除く）午前9時～午後5時
 - ・コミュニティセンター：休館日は各館で異なりますのでご確認ください。
 - ・廃棄物対策課 月曜日～金曜日（祝日除く）午前8時30分～午後5時15分

- ④ 店頭回収 リサイクルマーク表示がある充電式電池
で膨張、破損などの異常がないものは、一般社
団法人 JBRC の回収協力店の回収ボックスに
出してください

詳しくは市ホームページ（番号 1067112 →二次元コード）
をご覧ください。



リユースのススメ

皆さんが捨てるごみの中には、まだ使えるものがたくさん含まれています。

自分は使わないけど「まだ使えるもの」はありますか？

使いたい人に譲って、「再利用＝リユース」できるお店やシステムが近年急速に増えてきました。

まだ使えるものは、ごみにしないでリユースを検討しましょう。

和歌山市では令和7年度に2つのリユースサイトと連携協定を締結しました。



再販価値のある品物は、複数のリユースショップに見積もり依頼で比較。大型品の自宅引取も



使用可能な不要品は、インターネット掲示板で地元の買い手、もらい手を探して譲りましょう。



使用可能な不要品をジモティースポットに持ち込んで次の必要とする人へつなぐ



これら以外にも、リサイクルショップなど中古品買取販売店への持込みや訪問買取、インターネットのフリーマーケットサイト、オークションサイトでの売却などたくさんの手法があります。

手放す品物やご自身の環境、生活スタイルに合ったリユースの方法を選んでごみを減らしましょう。

(推進員活動報告から)

子育てサロンで不要なおもちゃがないか呼びかけ、サロンで再利用していますよ。



(3) よくある質問 Q & A

Q 1 いらなくなった土や石はどうすればいいですか？

A 1 土や石は自然物であり、ごみではありませんので市では処分ができません。プランター等の土は庭などで利用して、自然に帰すようにしてください。

大量にある場合は専門の処分業者に処理を委託してください。
(処分業者については廃棄物対策課にお問合せください)

Q 2 剪定枝はどう処分すればいいですか？



A 2 長さ 50cm 以下・直径 8cm 以下であれば束にし、葉類や小枝は袋に入れて『一般ごみの日』に出してください。ただし、一度に出せる量は、一般ごみと合わせて 5 袋（束）程度までです。

なお、量が多い場合は、青岸ストックヤードへ自己搬入してください（長さ 1m 以下・直径 8cm 以内のものに限ります）。

Q 3 食器はどのように出せばよいですか？

A 3 ※まだ使えるものはできるだけリユースをご検討ください。
青岸ストックヤードへ自己搬入してください。

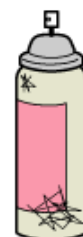
ただし 1 日 1 回のみ、100kg 以内とします。

なお、食器 2～3 個程度であれば、一般ごみに出すこともできます。その場合は、危険のないように、**必ず**新聞紙等に包み、一般ごみの袋の中ほどに入れて出してください。



Q 4 スプレー缶はどのように出せばよいですか？

A 4 必ず中身を使い切って『かんの日』に出してください。中にガスが残ったままでは、爆発の危険があります。使いきったスプレー缶は穴を開ける必要はありません。



Q5 「雑がみ」ってどういうもの？ どうやって出せばよいの？

A5 「雑がみ」とは、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック以外のリサイクルできる紙です。集めて『紙の日』に出してください。

【例】チラシ、お菓子やティッシュペーパーの空き箱、トイレットペーパーの芯、紙の包装紙、書き終わったメモ用紙、封筒、カレンダーなど



なお、次のものはリサイクルができない、またはリサイクルの妨げになるため、一般ごみに出してください。

- ・カーボン紙がついているもの
- ・コーティング加工されているもの
- ・石鹸や入浴剤、線香の箱など、香りが強く残っているもの
- ・汚れや油がついているもの
- ・かばんや靴の緩衝材（昇華転写紙）

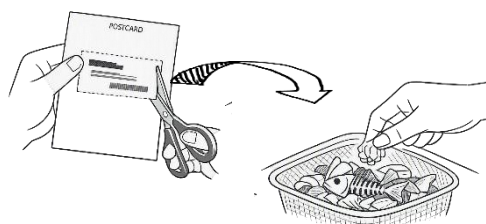
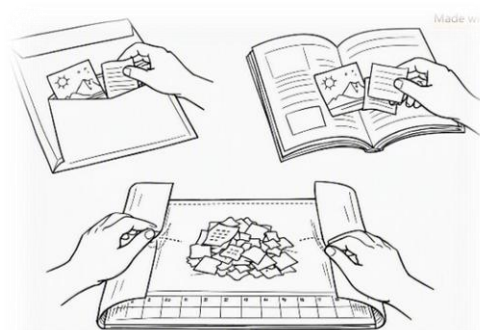


かばんの緩衝材の昇華転写紙の例
公益財団法人 古紙再生促進センター

＜集め方・出し方のコツ＞

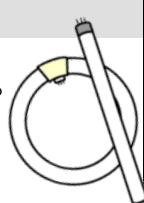
ある程度大きいものはそのまま雑誌などと重ねて束ねます。
細かい紙片は、

- ・紙袋や封筒に入れる
- ・雑誌のページの間にはさむ
- ・カレンダーなど大きな紙で包む
などして、雑誌と重ねて十字に紐掛けして出しましょう。
- ・個人情報を書かれた紙はその部分を
切り取ってから出しましょう。
切り取った個人情報の紙は小さく
丸めて、生ごみの中などに入れて捨て
てはいかがでしょうか。



Q 6 蛍光灯・白熱電球・LED ランプの処分方法は？

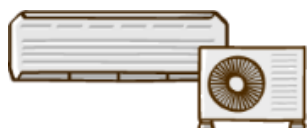
A 6 次のいずれかの方法で処分してください。

蛍光灯 ・回収BOXのある家電販売店・リサイクル協力店へ出す。 ・年2回の『小型家電等の地区回収』に出す。 ・青岸ストックヤード、収集センター※へ自己搬入する。	
白熱電球・LED ランプ・割れた蛍光灯 ・危険のないように新聞等に包んで一般ごみの袋の中ほどに入れて出す。	

※ 収集センターに自己搬入する場合は、事前連絡が必要です。

Q 7 冷蔵庫・洗濯機・テレビなどの処分方法は？

A 7 家電リサイクル法で定められた次の品目は、排出する人がリサイクル料金を負担しなければなりません。



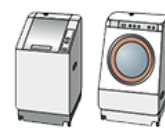
エアコン



テレビ



冷蔵庫・冷凍庫



洗濯機・衣類乾燥機

①販売店に依頼する	その商品を過去に買った店または買い替える店に引取を求めることができます。リサイクル料金と収集運搬手数料をその店に支払います。	
②自分で持ち込む	めりリサイクル株式会社 指定引取場所 西浜 1660-459 073-448-3344 月～土（土曜は不定休） 9時～12時（受付は11時30分まで）、 13時～17時（受付は16時30分まで）	リサイクル券は郵便局の窓口で購入します。製品のメーカー名と、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫のサイズも調べてから購入してください。
③市に収集を依頼する	粗大ごみ受付センターに収集を申し込む （注）宅内に入っでの回収はしません。 連絡先 P12	

家電リサイクル券の問合せは一般財団法人家電リサイクル券センターへ
電話：0120-319640（フリーダイヤル）、03-5249-3455（有料）
受付時間：午前9時～午後6時（日・祝休）

Q 8 『紙の日』『布の日』が雨でも出してもよいか？

A 8 紙や布は濡れてしまうとカビ発生のおそれがあり資源として再生できなくなります。
できるだけ次の収集日まで待って出してくださいようご協力願います。



Q 9 収集日の前夜にごみを出してもよいか？

A 9 前夜に出すと、暗闇の中車や人との接触を引き起こすほか、アルミ缶や新聞紙などの資源は持ち去り行為を招くことになります。

また、一般ごみの袋がカラスやネコなどに荒らされて集積所が汚れてしまいます。

ごみ出しは『当日の朝に、8時までに』出してください。



Q 10 ごみ出しの時間に遅れたが、出してもよいか？

A 10 ごみ出しは『当日の朝に、8時までに』お願いします。

遅れたときは次の収集日に出すようにしてください。

特に、資源収集の日は、品目ごとに収集を行っていますので、8時を過ぎて他の品目が集積場所に残っていても、後から出さないでください。そのまま集積場所に残される原因となります。

また「収集車がいつもより早く来たから、ごみを出すのが間に合わなかった」というお声をいただくことがあります。

収集は同じルートを回る場合でも、ごみ量により所要時間が変わります。また交通事情等によるルート変更もあり、何時に収集するかは決まっていません。いつもの時間を目安に出すのではなく、必ず『当日の朝に、8時までに』お願いします。

Q 11 不法投棄を発見しました。どうすればよいか？

A 11 捨てられている場所、もの、大きさや数などの情報を廃棄物対策課までご連絡ください。

(4) リリクルネット（和歌山市ごみ情報サイト）

ごみ減量の推進やごみ情報の発信を広く効果的に行うため、開設しています。



<http://www.rerecle.net/>

- ・ごみの分別がわかる「ごみ分別サーチ」
 - ・分別カレンダーのダウンロード
 - ・「リリクル通信」の掲載
 - ・食品ロスを削減できる「3きりレシピ」
 - ・ごみ減量推進員ガイドブックや申請書類
 - ・和歌山市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者一覧
 - ・ごみ減量推進キャラクター リリクルの活動記録
- など、和歌山市のごみに関するお役立ち情報満載！
ぜひご活用ください。





4

ごみに関する計画と排出の現状、 減量の取組

(1) 和歌山市の計画

○第2次和歌山市一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月）

【概要】 本計画は、廃棄物の排出抑制及び発生から最終処分に至るまでの、適正な処理に必要な基本的事項を定めるものであり、平成23年に策定した「和歌山市一般廃棄物処理基本計画」が令和2年度で終了したため、新たに策定したものです。

【基本理念】 つれもてしよらごみ減量！！

～住みたい魅力あふれる和歌山市～

【数値目標】 1人1日当たりのごみ排出量（資源を除く）

R1年度実績	863g
前計画目標	775g
R8年度目標	729g

➡ 約10%減

➡ 約6%減

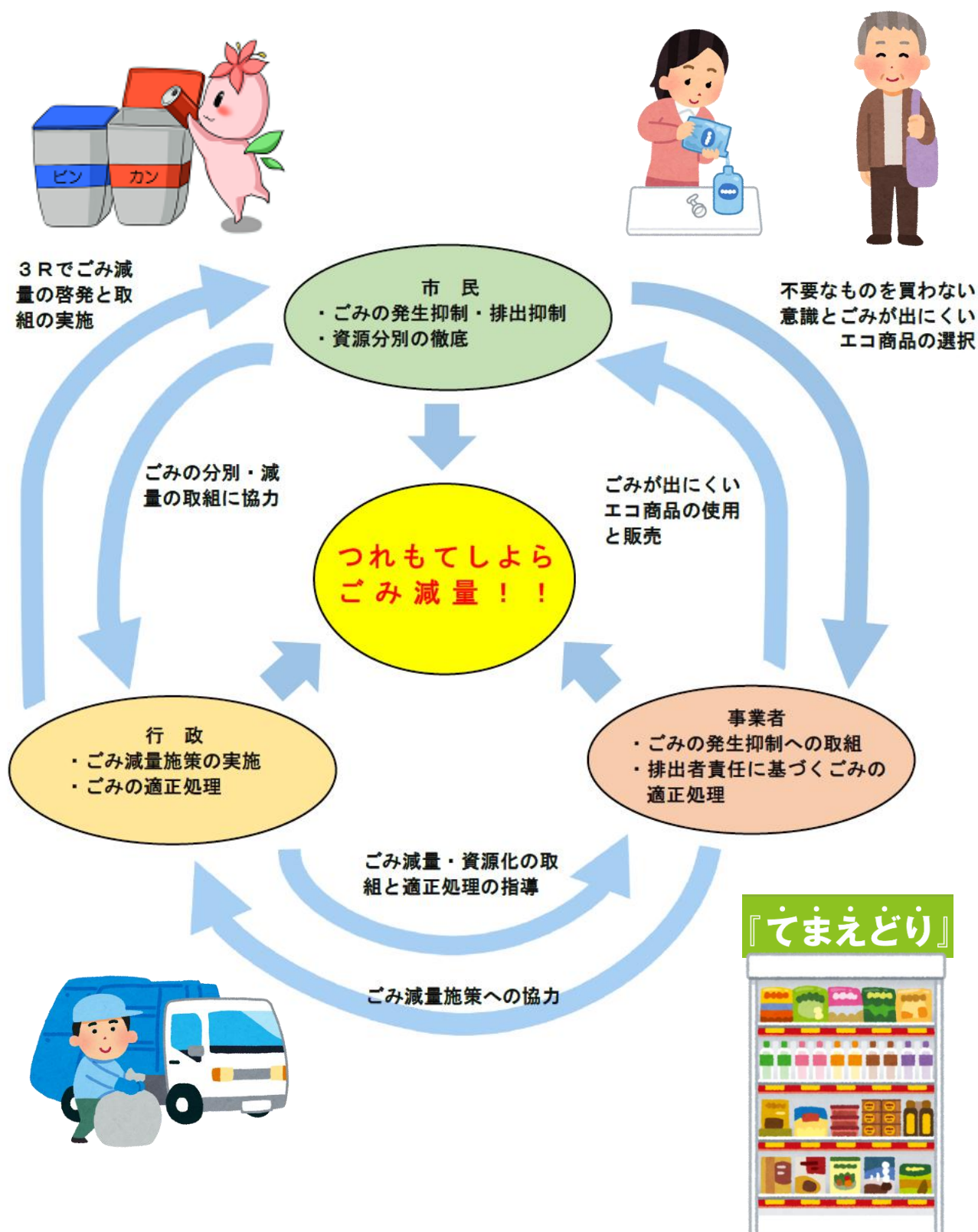
○和歌山市ごみ減量アクションプラン（令和3年3月）

（和歌山市ごみ減量行動計画）

【概要】 「第2次和歌山市一般廃棄物処理基本計画」の中で定めた目標を達成するため、ごみの発生抑制や資源化を推進する施策を、より具体的に市民・事業者・行政が協力し合ってアクション（行動）できるよう定めたものです。

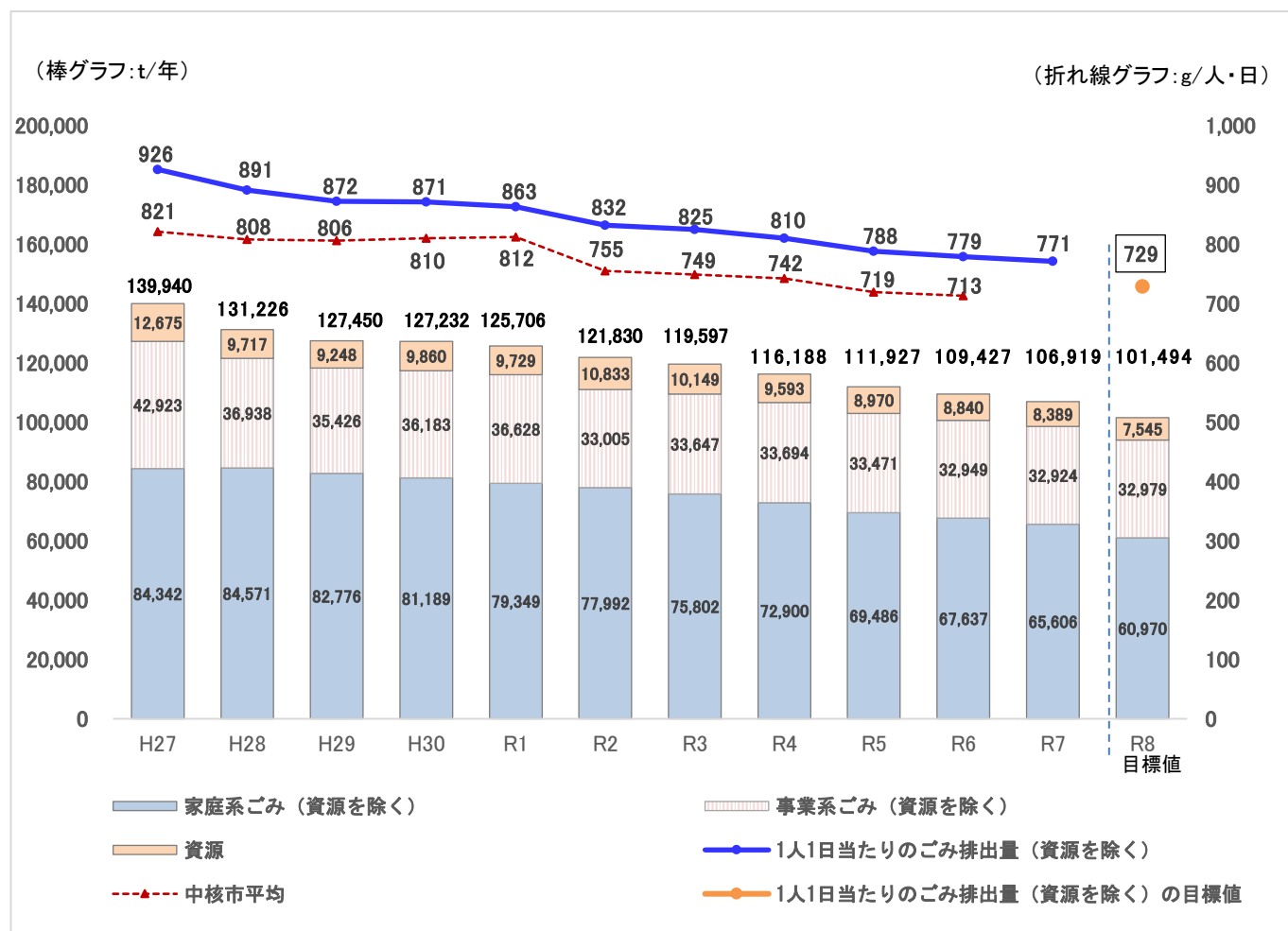
= 市民・事業者・行政の役割 =

市民、事業者、行政がそれぞれの立場で、ごみ減量や3Rの推進のためにできることをがんばります。



(2) 和歌山市のごみ排出の現状

① 排出量の推移



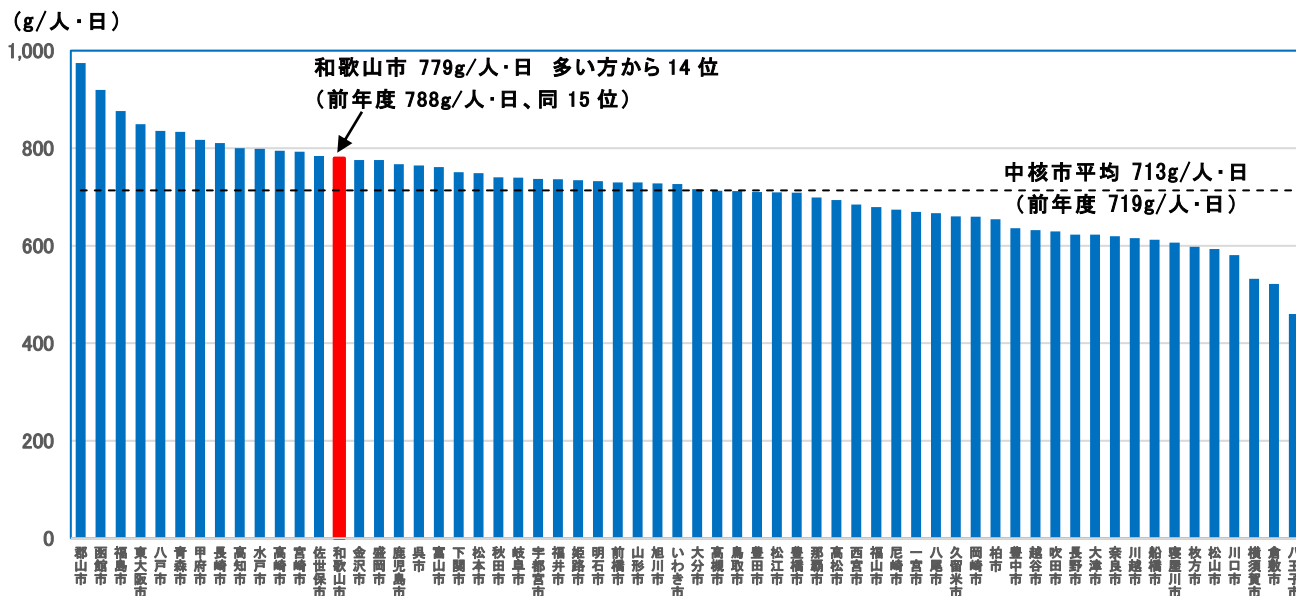
● 1人1日当たりのごみ排出量 (資源を除く)

本市のごみ排出量は家庭系ごみ、事業系ごみともに減少傾向を示しており、資源を除く1人1日当たりのごみ量も減少傾向ですが、令和8年度の目標値729グラムにはまだ開きがあります。

今後も、行政・市民・事業者が一体となり、より一層ごみ減量に取り組んでいくことが必要となります。

② 1人1日当たりのごみ排出量（資源を除く）

（環境省 一般廃棄物処理実態調査（令和6年度実績）より）



令和6年度の1人1日当たりのごみ排出量
（資源を除く）を中核市で比較しました。
和歌山市は779gで中核市62市中49位
（ワースト14位）、中核市平均より多いんです💧

事業系ごみは中核市平均よりも少ないけれど

（中核市平均 273g、和歌山市 255g、
62市中多い方から 38 位）

家庭系ごみが中核市平均よりもかなり多いのです💧

（中核市平均 440g、和歌山市 524g、
62市中多い方から 10 位）

市民のみなさんのご協力が不可欠です！



③和歌山市のごみ処理経費（令和7年度決算※速報値）

● ごみ処理経費……………約38億8,200万円

内 訳	用 途	金 額	割 合
収集運搬費	ごみの運搬	約 18 億 4,500 万円	47.5%
中間処理費	ごみの焼却や資源化	約 17 億 3,600 万円	44.7%
最終処分費	焼却灰の埋め立て	約 1 億 9,600 万円	5.1%
管理経費	—	約 1 億 0,500 万円	2.7%

➡ 1人当たりのごみ処理経費… 約11,090円

【和歌山市の人口】350,166人（令和7年10月1日現在）

住民基本台帳（外国人含む）ベース

※令和7年度は、収集運搬に要する車輛の維持管理経費や委託料などの増額により経費が増えました。



和歌山市のごみを処理するのに、
1年間に約39億円、
市民1人当たり11,000円以上か
かっているんです…💧

● ごみ処理から得られる歳入……約7億4,560万円

【主なもの】ごみ処理手数料収入、ごみ焼却による売電収入、
収集資源の売払収入等

④和歌山市の家庭系一般ごみの内容

家庭系一般ごみの約36%が「生ごみ」です。
「余分な食品は買わない」「食べ残しをしない」「水
きりをする」など、生ごみの減量に取り組んでくださ
いね。

また、再生利用ができる紙や金属などの「資源」
も約15%入っています。

「雑がみ」の分別をもっと進めなくちゃ！



(3) ごみ減量・再使用・資源化 (= 3 R) の取組

○ごみ減量 (リデュース)

市民一人ひとりが、環境に配慮した意識を持って行動することで、ごみの発生量を減らし、ごみ処理における環境への負荷を減らすことができます。

● ごみを発生させないライフスタイルを目指しましょう。

- ・ **リデュース** 買い物の前に保有状況を点検しましょう。

買い物の前に、冷蔵庫内の食材やたんす内の衣料品、デスクや引き出しの日用品などを点検し、必要なものだけを必要な数量購入するため、事前にメモを取りましょう。



- ・ **リデュース** unnecessaryなものを買わない、もらわない。

ものを購入する際は「本当に必要か？」を考えて購入しましょう。無料であっても必要以上にもらうことで「ごみ」にしてしまうことがないように心がけましょう。

- ・ **リデュース** 長期間使用できる製品を利用しましょう。

LED照明や充電式電池など、寿命の長い製品を選ぶことは、ごみを捨てる機会を減らすことになります。購入の際は、このポイントも心がけて製品を選びましょう。

- ・ **リデュース** 過剰な包装は断りましょう。

簡易包装を推奨する販売店の利用や、過剰な包装を断るなど心がけましょう。



- 3きり運動を実行し、生ごみの削減を図りましょう。
(家庭系一般ごみの約36%は生ごみです)

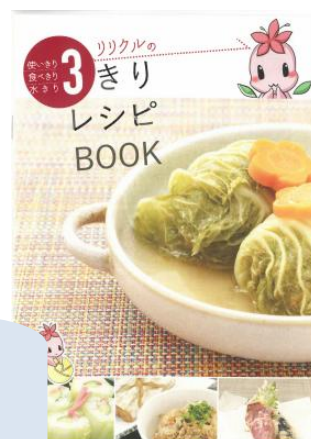
【3きり運動】

食材を有効利用する「使いきり」

食べ物を残さない「食べきり」

生ごみの「水きり」

「使いきり」「食べきり」
に役立つ料理レシピ♪
リリクルネットで閲覧可



- ・ **リデュース** 食品ロスを減らしましょう。

★「食べる量」を把握し、計画的に購入しましょう。

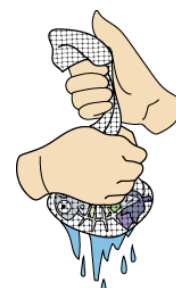
★ 賞味期限と消費期限の意味や違いを理解し、期限内に使い切る、食べ切ることを意識して購入しましょう。

賞味期限	おいしく食べられる期限
消費期限	<u>安全に</u> 食べられる期限

★「食べ残しをしない」「食べられる部分を過剰に除去しない」よう心がけて調理しましょう。

- ・ **リデュース** 捨てる前に「最後にギュッとひと絞り」

生ごみは水きりネット等を利用して水気を絞るなど、ごみから余分な水分を取り除きましょう。生ごみのにおい軽減や集積所の水漏れ対策にもなります。



生ごみを減らせば軽くなって運ぶのが楽になるし、カラスの被害も減らせますよ。



○再使用（リユース）

市民一人ひとりが、まだ使えるものは安易にごみにせず繰り返し使う、欲しい人に譲る、という意識を持てば、ごみの減量や限りある資源を守ることにつながります。大切に使うライフスタイルを目指しましょう。

- **リユース** 繰り返し使える商品を利用しましょう。

★ マイカップやマイボトルを使用しましょう。

★ イベントなどの際には、洗って繰り返し使えるリユース食器などを使用し、容器の使い捨てを減らしましょう。

★ ビールびんや牛乳びんなどのリターナブルびん※を使用した商品を利用しましょう。

※リターナブルびん

➡ 再使用のため返却・回収ができるびん



- **リデュース** **リユース** 詰め替え商品を利用しましょう。

洗剤やシャンプーなどの日用品で同じものを購入する際は、「詰め替え商品」を利用してボトル容器などを繰り返し使用することで、ごみを減らすことができます。

- **リユース** ものを大切に長く使いましょう。

今あるものを修理・修繕、リメイクして大切に使いましょう。

- **リユース** 「捨てるのちょっと待って！ リユースのススメ」

詳しくは P15 をご覧ください

○資源化（リサイクル）

リサイクルを行うためには、市民一人ひとりによる分別が欠かせません。資源となるものを一般ごみとして出さないよう、分別を徹底しましょう。

- ・ **リサイクル** リサイクルを進めている販売店やメーカーの商品を積極的に利用しましょう。

★ 白色トレイなどの資源を店頭で回収している販売店を積極的に利用しましょう。

★ 再生紙や再生プラスチックを活用したエコ商品を選びましょう。

★ 洗剤やシャンプーなど日用品の使用済み詰めかえパックを市役所 1 階ロビーで回収しています。



- ・ **リサイクル** 分別を徹底しましょう。

一般ごみの袋の中には、リサイクル可能な紙などの資源が約 15% も含まれています。これらの資源を一般ごみに混入して出さないよう、分別を徹底しましょう。

【和歌山市の収集資源】

かん

紙

ペットボトル

小型家電等

びん

布

蛍光管等

白色トレイ



5

ごみ減量推進員設置要綱

○和歌山市ごみ減量推進員設置要綱(抜粋)

(平成 25 年 11 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則（平成 12 年規則第 105 号。以下「規則」という。）第 31 条第 4 項の規定に基づき、和歌山市ごみ減量推進員（以下「推進員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第 2 条 推進員は、連合自治会の推薦によって、市長が委嘱する。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 推進員の定数は、1 の連合自治会につき 2 人以上 4 人以内とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

3 連合自治会は、推進員を推薦するに当たっては、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者について、これを行わなければならない。

4 連合自治会は、推進員の推薦を行うに当たっては、当該推薦に係る者のうちから代表として指名されるべき者を明示しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(任期)

第 3 条 推進員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任は妨げない。

2 推進員に欠員が生じた場合の補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(活動)

第 4 条 規則第 31 条第 3 項の市長が必要と認める活動は、次のとおりとする。

(1) 家庭廃棄物の排出場所における適正な分別及び排出に関する確認及び指導

(2) 推進員の担当する地区内における廃棄物の問題に関する当該地区の住民（以下この条において「地区住民」という。）との連絡及び調整

(3) 地区住民に対する家庭廃棄物の適正な分別及び排出並びに再利用に関する啓発活動

(4) 市の施策への協力及び地区住民に対する周知

(5) その他市長が必要と認める事項

(研修)

第5条 市長は、推進員が前条の活動に必要な知識を習得するための研修を実施するものとする。

(活動報告)

第6条 推進員は、毎年度末までに、当該年度の担当する地区の活動状況を市長に書面で報告するものとする。

(報償金)

第7条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、予算の範囲内で推進員に報償金を支給する。

(身分証の交付等)

第8条 市長は、推進員に対し、和歌山市ごみ減量推進員証（別記様式）を交付し、並びに推進員章及び腕章を貸与する。

(補償)

第9条 市長は、推進員がその活動中に受けた事故に対し、市が加入する傷害保険で補填される範囲で補償するものとする。

(解嘱)

第10条 市長は、推進員から辞任の届出があったときその他市長が必要であると認めるときは、第2条第1項の規定による委嘱を解くこととする。

(和歌山市ごみ減量協力員)

第11条 市長は、推進員が担当する地区での活動を遂行するため必要であると認めるときは、代表の推進員の推薦により推進員の活動に協力する者を登録することができる。

2 前項の推進員の活動に協力する者の名称は、和歌山市ごみ減量協力員（以下この条において「協力員」という。）とする。

3 市長は、協力員に対し報償金を支給しない。

4 市長は、協力員に対し腕章を貸与する。

(庶務)

第12条 推進員に関する庶務は、廃棄物対策課において処理する。



6

お問い合わせ先

① ごみの収集や集積場所、小型家電等の持込みに関すること

収集センター北事務所 073-471-1503 出島 79-1

収集センター西事務所 073-453-0253 土入 325

小型家電等、蛍光管等（電池類含む）の自己搬入

【搬入時間】月曜日～金曜日（祝日含む）9:00～15:00

※ 必ず事前に電話連絡の上、搬入してください。

② ふれあい収集、小型家電等の回収に関すること

収集センター北事務所 073-471-1503 出島 79-1

【受付時間】月曜日～金曜日（祝日除く）8:30～16:00

③ ごみの自己搬入に関すること

（一般ごみ、粗大ごみ、資源、がれき類、小型家電等、蛍光管等）

青岸ストックヤード 073-435-5560 湊 1342-8

【搬入時間】月曜日～土曜日（祝日含む）9:00～15:30

④ 動物の死体の自己搬入に関すること

青岸エネルギーセンター 073-428-4153 湊 1342-3

【搬入時間】月曜日～土曜日（祝日含む）9:00～17:00

⑤ 粗大ごみ・動物の死体の収集申込に関すること

粗大ごみ受付センター 0570-666-202

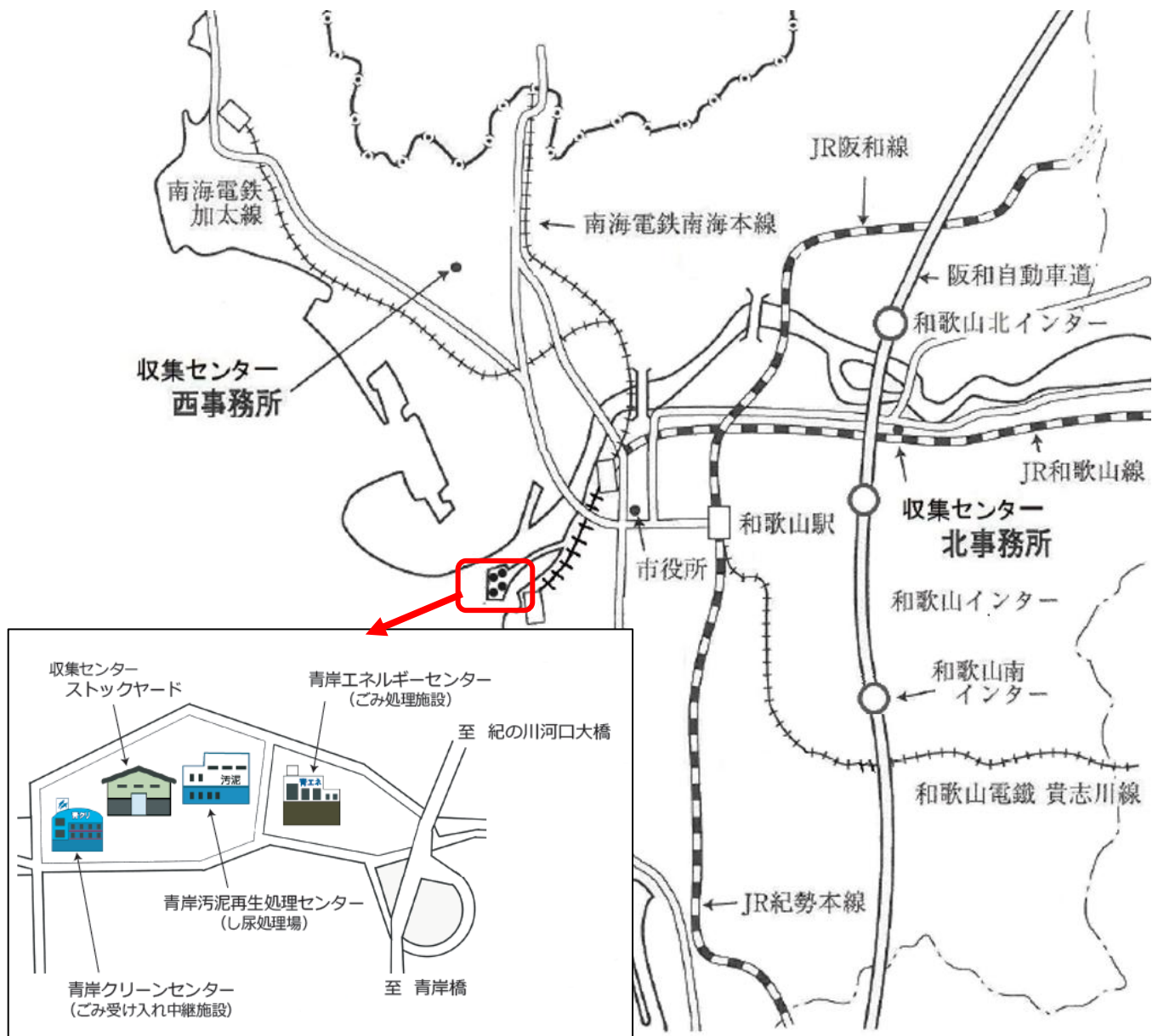
【受付時間】月曜日～金曜日（祝日除く）8:30～16:00

⑥ その他ごみに関すること

廃棄物対策課 073-435-1352 和歌山市役所本庁舎 6 階

【受付時間】月曜日～金曜日（祝日除く）8:30～17:15

施設配置



リクルリーダーGuide 【和歌山市ごみ減量推進員の手引き】

編集・発行 和歌山市 廃棄物対策課

〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地

電話 073-435-1352 (直通)

FAX 073-435-1270

メール haitai@city.wakayama.lg.jp

リクルネット <http://www.rerecle.net/>

初版 平成25年11月

発行 令和8年9月(第10.1版)